

第4回宮津市水道使用料金等審議会 事務局説明要旨

1 他市町の水道使用量の状況と料金体系について

- 総務省の定める類似団体の区分から、宮津市と同一区分かつ人口 25,000 人以下の市を抽出して調査した。(全 25 団体)
- 調査団体中、16 団体から回答を得た。宮津市と類似の使用状況であった団体は 5 団体であり、全てが基本料金＋従量料金による料金体系であり、従量料金部分については、うち 4 団体が逡増型、1 団体が均一型の料金体系であった。
- 他団体と比較すると、宮津市の料金体系は従量料金部分の少量利用者の単価が極端に低く、かつ 200 m³以下の利用単価より 201 m³以上の利用単価が低く設定されている。(逡増型の料金体系の場合、使用水量が増えるほど利用単価は増加する。)
- これは、前回の料金改定における審議会からの答申を受けたもの。(少量利用者及び大口利用者への配慮)

2 料金体系のあり方について

- 料金体系については、「公正妥当であること」「能率的な経営のもの健全な運営を確保すること」「特定の使用者に対し不当な料金設定とならないこと」といった視点を基本としたもの。
- まず、現行の料金体系であるが、基本料金＋従量料金によるもの。
- 基本料金については、『水道料金算定要領』に基づいて積算した準備料金が基本料金で回収できていない状況にある。
- 従量料金については、全国的に多くの団体で採用されている逡増型を採用している。
- この逡増型の料金体系は、小口需要者には低額な単価設定を行う一方、大口需要者には高額な単価設定を行うものであり、水需要が減少傾向にある現状においては、需要の減少以上の早さで収入減を招く恐れがあり、安定経営に資するとは言い難い。
- こうした現状の料金体系を踏まえ、将来的には人口減少による水需要の減少等の社会環境の変化に対応できる料金体系に見直していくことが望ましいと考えている。
- 具体的には、基本料金については『水道料金算定要領』に基づいて積算した準備料金が回収できる料金設定とし、従量料金については口径別料金単価の設定と逡増型料金単価の緩和、均一の料金単価の設定などである。
- しかしながら、『水道料金算定要領』に基づいて積算した準備料金が回収できる基本料金の設定、従量料金における逡増型料金単価の緩和、共に小口需要者の負担の増加につながるものであり、同時期に見直した場合、小口需要者の負担が大きくなりすぎると考えている。
- よって、今回の料金改定において、基本料金は「『水道料金算定要領』に基づいて積算した準備料金が回収できる設定」従量料金は「現状の逡増型の料金体系を維持し、将来に向け段階的に見直しを検討」とする考え方もある。審議会でのご意見をいただきたい。